

奈良県障害者大芸術祭 障害者アート展等開催業務委託事業者募集要項

1. 適用

本要項は、奈良県障害者大芸術祭 障害者アート展等開催業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

奈良県障害者大芸術祭 障害者アート展等開催業務

(2) 業務の目的

奈良県では、全国障害者芸術・文化祭と国民文化祭を全国で初めて一体開催した「国文祭・障文祭なら 2017」が、平成 29 年 9 月から 11 月までの 3 ヶ月間、県内全市町村で開催された。「障害のある人となない人の絆を強く」を基本テーマの 1 つに掲げた両大会からは、障害のあるなしにかかわらず誰もが参加し楽しむことができる文化芸術活動が誕生するなど、多くのレガシーが得られた。

今後は、これらのレガシーを受け継ぎ、平成 23 年度から開催してきた「奈良県障害者芸術祭」を「奈良県障害者大芸術祭」と名称変更し、「奈良県大芸術祭」と一体開催していくことで、障害のある人となない人が「交流・共創」する芸術文化活動の「先駆者」として全国に発信することを目指す。

(3) 業務の内容

※詳細内容については、奈良県障害者大芸術祭 障害者アート展等開催業務委託仕様書で確認すること。

① 次の業務の企画・実施

- ・ 障害者アート展開催業務
- ・ アートワークショップ開催業務

② 広報の実施

③ 写真等による記録

④ 障害のある人への配慮

⑤ 打合せ協議

⑥ 業務実施報告書の作成

⑦ その他

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託予定金額

予算額 5, 500 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

(6) 履行期間

契約締結の日から平成 31 年 1 月 31 日（木）まで

3. 参加資格

(1) 参加資格要件

参加できる者は、単独企業若しくは本業務の受託のために結成された共同企業体とする。

単独企業で参加する場合は、下記①から⑫の要件の全てを満たしている者であること。

共同企業体で参加する場合は、構成する全ての者が、下記の①から⑫の要件を満たしている者であること。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと。
- ④公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- ⑤銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑥役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑦奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者名簿の営業種目区分「Q3 役務の提供（映画制作）」または「Q5 役務の提供（広告・イベント業務）」に登録されていること。
- ⑧役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑨暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑩役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑫上記⑩及び⑪に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（2）共同企業体の参加について

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ①必ず共同企業体の代表者を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。
また、業務の履行方式※に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」（参考様式1-1若しくは1-2）を5（1）の事務局へ参加申込書とともに提出すること。

※「分担履行型」（参考様式1-1）

1つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を責任を持って履行する方式。

※「共同履行型」（参考様式1-2）

1つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式。

- ②1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

③代表者及び共同提案者を変更することはできない。

4. 日程

平成30年6月15日(金) 公告
平成30年6月29日(金) 質問票、参加表明書提出締切
平成30年7月6日(金) 企画提案書等提出締切
平成30年7月11日(水) 選定審査会開催予定(プレゼンテーション実施、選定)

5. 手続き等

(1) 事務局(書類の提出先及び問合せ先)

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県障害者大芸術祭実行委員会事務局
(奈良県地域振興部文化振興課内)
電話番号 0742-27-8488
ファクシミリ 0742-27-8481
電子メールアドレス bunka@nara-arts.com

(2) 説明会について

本件業務にかかる説明会は実施しない。

(3) 質問の受付

- ①受付期間 平成30年6月29日(金) 17時まで
- ②受付方法 「質問票」(様式1)に必要な事項を記載のうえ、(1)の事務局にファクシミリ又は電子メールにて送付すること。なお、電子メールでの質問は、題名の最初に〈奈良県障害者大芸術祭 障害者アート展等開催業務事業者募集への質問〉と明記すること。
※送付後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- ③回答方法 インターネットの「奈良県地域振興部文化振興課ホームページ」に随時、公表する。
※質問者への個別の回答は行わないものとする。
※公表の際、質問者名は明示しない。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、必ず参加表明書(単独で参加の場合は様式2、共同企業体で参加の場合は様式3)を締切までに提出すること。

- ①提出期限 平成30年6月29日(金) 17時まで
- ②提出先 (1)の事務局
- ③提出方法 ファクシミリ又は電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

(5) 企画提案書等の提出

- ①提出期限 平成30年7月6日(金) 12時まで
- ②提出先 (1)の事務局
- ③提出方法 持参または郵送に限る
持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)
郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間

事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

④提出物

ア. 参加申込書（単独で参加の場合は様式4、共同企業体で参加の場合は様式5）
〈原本1部 コピー8部〉

イ. 企画提案書（様式任意。サイズはA4又はA3） 〈原本1部 コピー8部〉

企画提案書は次に示す事項を踏まえ、具体的に記載すること。

- ・上記1（2）に示す業務の目的の実現に向けた基本方針、実施方針を明記すること。
- ・基本方針、実施方針に沿った構成内容、出展者の案を提示すること。
- ・実施のためのスケジュール計画を明記すること。
- ・組織図等実施体制表（関係機関・関係者等との連携・協力について、具体的な運営・管理体制や手法等を記載）を明記すること。

※留意事項

- ・企画提案書を作成するにあたっては、『「奈良県障害者大芸術祭 障害者アート展等開催業務委託」評価基準』を参考とすること。
- ・文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。
- ・言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法廷計量単位によるものとする。
- ・用紙は日本工業規格A4片面印刷とすること。なお、A3サイズを使用する場合には折り込むこと。
- ・企画提案書は、15ページ以内（表紙を含む。ただし、15分以内で説明可能なページ数）とすること。なお、A3サイズを使用する場合は、A4サイズ2ページとしてカウントする。

ウ. 事業者概要書（様式6） 〈原本1部 コピー8部〉

会社概要などがあれば添付すること。（法人等の定款、役員名簿など）

※共同企業体の場合、構成企業ごとに提出すること。

エ. 同種又は類似業務の受注実績（様式7） 〈原本1部 コピー8部〉

同種業務とは、過去5年間（平成25年4月1日～平成30年3月31日）における障害者アート展の開催業務とする。

類似業務とは、過去5年間（平成25年4月1日～平成30年3月31日）におけるアート展の開催業務とする。

成果物などがあれば添付すること。

※共同企業体の場合、構成企業ごとに提出すること。

オ. 委託業務実施体制（様式8） 〈原本1部 コピー8部〉

当該業務を遂行するのに必要な実施体制について、担当者の氏名、所属・役職、職種専門性等を記載した実施体制表（組織図等）を作成し提出すること。

共同企業体による参加の場合は、構成団体の分担業務を記載すること

カ. 見積書（様式任意） 〈原本1部 コピー8部〉

宛先は「奈良県障害者大芸術祭実行委員会 会長 荒井正吾」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）

キ. 奈良県競争入札参加資格を有することを証明する書類 〈1部〉

※共同企業体の場合、構成企業ごとに提出すること。

上記ア～カの企画提案書等については、原本1部、コピー8部を提出することとしているが、原本以外は、提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載してはならない。記載がある場合はその項目を無効とする。

⑤その他

1 事業者または1 共同企業体につき1 提案とし、提出期限後における内容の変更は認めない。

6. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

①企画提案書等の評価は、選定審査会において、『「奈良県障害者大芸術祭 障害者アート展等開催業務」評価基準』に基づき審査を行うものとする。審査は非公開で行う。

評価項目は次のとおり。評価基準の詳細は、『「奈良県障害者大芸術祭 障害者アート展等開催業務」評価基準』を確認すること。

【評価項目】

- ・業務遂行能力に関する事項
業務実績、業務実施方針、業務実施体制
- ・企画提案に関する事項
業務実施スケジュール、障害者アート展、アートワークショップ、広報展開、障害のある人への配慮
- ・価格に関する事項
事業コストの妥当性、見積額の評価

②提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。

③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

④プレゼンテーション及びヒアリングは、平成30年7月11日（水）（予定）に行う。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。

⑤プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に沿って行うものとし、企画提案書の改変や、新たな資料の提出は認めない。

(2) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

(1) ①により評価する審査委員の合計点を集計し、最高点のものを最優秀提案者とし、次点のものを優秀提案者とする。ただし、総得点が一定基準（満点（100点×評価する審査委員数）の6割）に達しない場合は、最優秀提案者または優秀提案者とししない。提案者が1者のみの場合、総得点が一定基準（満点（100点×評価する審査委員数）の6割）以上である場合は、最優秀提案者とする。

7. 事業者との契約

①最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行う。協議が不調のときは、優秀提案者と契約締結の協議を行う。

②選定された者は、通知があり次第、実行委員会担当者と打合せを行い、業務委託契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。

③企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

④企画提案書、その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

⑤契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。

⑥契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

- ア. 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ. 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ. 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ. 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、実行委員会が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ク. 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を実行委員会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

8. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を実行委員会に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 採択された事業計画・事業提案は、実行委員会との協議等により、修正・変更を行う場合がある。
- (4) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 非選定通知書による通知を受けた者は、その理由の説明を求めることができるものとする。説明を希望する者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）以内に事務局長に書面により請求しなければならない。
- (6) 募集及び契約については、実行委員会の都合により中止することがある。当実行委員会は生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

以上